

計画の位置付け

教育基本法第17条第2項に基づき、国の第4期教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

計画期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

基本理念

やつしろの 未来を拓く 心豊かな人づくり

基本目標 1

子供たち一人一人が自ら学び、考え、行動する力を育成します

基本目標 2

誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育を推進します

基本目標 3

地域全体で共に学び、子供たちの成長を支えます

基本目標 4

多様な学習機会を提供し、生涯にわたる学びを支えます

基本目標 5

学びを支える基盤を構築し、教育環境を整えます

基本的な方向性 1 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

(主な施策)

- 「生きる力」の基礎を育む幼児教育の充実
- 「学力向上やつしろプラン」の推進
- ICTを効果的に活用した授業改善
- 「いじめ問題」への対応の強化
- 道徳教育・郷土学習の充実
- 体力の向上と健康の保持増進 など

目標 1

目標 2

目標 5

基本的な方向性 2 多様な教育ニーズへの対応

(主な施策)

- 特別支援教育の推進
- 特別支援学級等への就学の充実
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 日本語教育の充実

目標 1

目標 2

目標 3

目標 5

基本的な方向性 3 グローバルな視野を持つ人材の育成

(主な施策)

- 外国語教育の充実
- 国際教育の充実

目標 1

目標 2

基本的な方向性 4 学びを支える環境づくり

(主な施策)

- 9年間の育ちと学びをつなぐ指導の充実
- 教職員の人材育成
- 教職員の業務効率化の推進
- 学校支援職員等の配置
- 学校情報化の推進
- 学校再編等の推進 など

目標 1

目標 2

目標 3

目標 5

基本的な方向性 5 安全・安心な学校づくり

(主な施策)

- 安全教育・防災教育の推進
- 学校・幼稚園施設の整備・充実
- 学校給食におけるアレルギー対応の推進
- 学校給食施設の再編整備

目標 1

目標 3

目標 5

基本的な方向性 6 学校・家庭・地域の連携・協働

(主な施策)

- 地域学校協働活動推進事業の充実
- コミュニティ・スクールの充実
- 家庭教育学級の充実
- 社会教育団体の育成
- 適正で魅力ある部活動の充実

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

基本的な方向性 7 生涯を通じた学習活動の推進

(主な施策)

- 時代の変化に応じた多様な生涯学習機会の提供
- 青少年を対象とした講座の企画と実施
- まなびフェスタやつしろの充実

目標 2

目標 3

目標 4

基本的な方向性 8 地域を育む学びと文化の拠点づくり

(主な施策)

- 社会教育施設の整備・充実
- 読書活動の推進
- 図書館サービスの充実
- 特別展覧会及び常設展示の充実
- 調査研究活動の充実
- 歴史文化遺産の保存継承と活用 など

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5